

所得税と市・県民税の申告はお早めに！

申告受付期間

2/16(水) ▶ 3/15(火)

申告の必要な人は、申告受付期間中に申告をお願いします。

また国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も受け付けます。

国所得税＝岩国税務署☎(22)0111、市・県民税＝課税課☎(29)5054、総合支所、支所

市・県民税申告書はなるべく郵送で提出をお願いします！

市・県民税申告書は、郵送でも提出することができます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、できるだけ申告会場への来場を避け、郵送での提出にご協力ください。

「令和4年度市・県民税申告書」と「申告書の書き方」は市ホームページからダウンロードできます。

※市ホームページは1月中旬から閲覧できます。詳しくは課税課市民税班まで問い合わせてください

申告が必要か、確かめてみましょう！

スタート

令和4年1月1日に岩国市に
住民登録がありますか？

いいえ

令和4年1月1日に住民登録があった市区町
村へ問い合わせてください

はい

令和3年中に収入がありますか？
※遺族年金や障害年金、失業保険などの非課
税の給付のみの人は「いいえ」へ

いいえ

同居する家族の税法上の扶養親族になってい
ますか？

いいえ

はい

税務署へ確定申告をしますか？

はい

①へ

②へ

③へ

収入は公的年金(遺族年金・障害年金を除く)
のみでしたか？
※年金収入のない人は「いいえ」へ

はい

令和3年12月31日現在の年齢が
○65歳以上の人＝令和3年中の公的年金収入
が152万円以下ですか？
○65歳未満の人＝令和3年中の公的年金収入
が102万円以下ですか？

いいえ

はい

給与所得者ですか？

いいえ

所得税のかかる人は ①へ
その他の人は ②へ

いいえ

はい

主たる給与収入以外に収入はありますか？

いいえ

勤務先で年末調整を行い、その内容に変更は
ありますか？

はい

いいえ

主たる給与収入以外の所得(営業・農業・不動
産など)の合計が20万円を超えていますか？

いいえ

所得税のかかる人は ①へ
その他の人は ②へ

はい

①へ

市から申告案内のはがきが届いていない場合でも、
①②に該当する人は申告をお願いします

①の人は… 税務署に確定申告書を提出してください

所得税の確定申告が必要な人 ☒

●令和3年中の各種所得金額の合計額が、所得控除の合計額を超える人

- ☐ 商業・工業・農業・漁業・医業などを営み、事業所得があった人
- ☐ 地代・家賃収入や、不動産の売却などによる所得があった人

●給与所得者の一部の人

- ☐ 給与収入が2千万円を超えた人
- ☐ 給与を2カ所以上から受け、年末調整されなかった給与収入金額と、給与所得・退職所得以外の所得合計額が20万円を超えた人

- ☐ 給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えた人

●確定申告をすると所得税が還付される人

給与所得者や年金所得者などで確定申告をする必要のない人でも、確定申告をすると源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ☐ マイホームを住宅ローンなどで、新築・購入・増改築した人
- ☐ 多額の医療費を支払った人
- ☐ 災害や盗難に遭い、損害を受けた人
- ☐ 年の途中で退職し、再就職しなかった人で、年末調整を受けていない人
- ☐ 国や地方公共団体などへ寄付をした人

②の人は… 課税課または総合支所、支所に市・県民税の申告書を提出してください

市・県民税の申告が必要な人 ☒

令和4年1月1日現在、岩国市に住民登録がある人は、原則として市・県民税の申告が必要です。

●市・県民税の申告が必要な人

- ☐ 商業・工業・農業・漁業・医業などを営み、事業所得があった人
- ☐ 地代・家賃収入や、不動産の売却などによる所得があった人
- ☐ 生命保険契約などによる一時金や個人年金など一時所得や雑所得があった人
- ☐ 上場株式等以外による配当所得があった人
- ☐ 給与所得者で、勤務先から市へ給与支払報告書の提出がなかった人
- ☐ 年の途中で退職し、再就職しなかった人
- ☐ 2カ所以上から給与を受けた人
- ☐ 恩給・年金を受けた人で、社会保険料などの所得控除を受ける人
- ☐ 雑損控除・医療費控除などを受ける人

※給与以外の所得が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民

税の申告は必要です

※年金所得者で確定申告不要制度に該当する人でも、市・県民税において控除の追加をする場合は、市・県民税申告書の提出が必要です

※年金の源泉徴収票に配偶者控除、扶養などが記載されている人は、申告が不要な場合もあります

●国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している人

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の保険料は、申告された所得額などを基に計算します。加入者および世帯内に加入者がいる世帯主や世帯員は、保険料を正しく算定するため、申告してください。

※上記保険に加入していない人も、世帯内に加入者がいる場合、申告してください

※無収入または少額収入のみの人、遺族年金・障害年金・失業給付金などの非課税収入のみの人であっても、同居する家族の税法上の扶養になっていない場合、申告がないものと見なされ、保険料の軽減が適用できない場合があります

③の人は… 市・県民税を申告する必要はありません

○税務署へ所得税の確定申告をした人

○令和3年中の所得が給与または年金だけで、その支払い者から市へ「給与支払報告書」または「公的年金等支払報告書」が提出されている人

申告期間中に来庁予定の皆さんへのお願

- 発熱・咳・風邪の症状がある人は来庁をご遠慮ください。
- 必ずマスクの着用をお願いします。また備え付けのアルコール消毒液による手指消毒にご協力ください。
- 会場での滞在時間を短縮するため、収支内訳書や医療費控除等の明細書は、作成して持参してください。

確定申告や市・県民税の申告に必要なもの

- マイナンバーカードもしくは、マイナンバー確認書類と身元確認書類（運転免許証、公的医療保険の被保険者証など）
- 次の場合、それぞれ必要な書類を用意してください
- 給与や年金収入があった場合
↓令和3年分の源泉徴収票
- 営業・農業・不動産所得などがあった場合
↓収支内訳書または収入・支出の内容が分かるもの
- 社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除を受ける場合
↓保険料の支払証明書など
- 配偶者控除や配偶者特別控除を受ける場合
↓配偶者の所得金額が分かるもの

るもの

- 医療費控除を受ける場合
↓医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
- ※寝たきりの人のおむつ代の控除を受ける際には、医師が発行した「おむつ使用証明書」など
- 雑損控除を受ける場合
↓災害・盗難で受けた被害や被害に関連して支出した額、保険などから補てんされる額の分かるもの
- 寄附金控除を受ける場合
↓寄付金の証明書
- 所得税において、配当控除や住宅借入金等特別控除などを受ける場合
↓控除に必要な書類
- 特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きをする人へ

- 市・県民税において、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について申告不要とする場合、原則として確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるような手続きが簡素化されました。
- ただし所得税と市・県民税で異なる課税方式（申告不要・総合課税・申告分離）の選択を希望する場合は、納税通知書が届く日までに、課税方

式選択申告書の提出が必要です。

課税課、総合支所、支所に申告相談をする人へ

- 土地・建物・株式譲渡等の分離課税・青色申告・住宅借入金等特別控除やその他複雑な内容の申告については、税務署へ相談してください。

国民健康保険料などの納付済確認書

- 令和3年中に支払った社会保険料は、申告することにより所得から全額控除されますが、申告の際には納付済確認書など、支払金額が確認できるものが必要です。

- 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の令和3年中の納付済確認書は1月下旬に送付する予定です。
- 国民年金課税(29)5088

岩国税務署から

- 確定申告の相談には入場整理券が必要ですが

- 整理券は次のとおり配布します。
- ①国税庁LINE公式アカウントを友だち登録し、来場希望日時を選ん

で事前発行



友だち登録はこちらから

- ※希望日の10日前から発行可
- ②税務署で当日分の配付
- ※状況により後日の来場をお願いする場合があります

- 申告書の作成はスマホ・パソコンが便利です

- 新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止のため、申告書はスマートフォン・パソコンで作成し、自宅から送信（提出）をお願いします。



確定申告書作成コーナー

- ※令和3年分の申告から、スマホのカメラで給与の源泉徴収票を撮影すれば、金額や支払者情報などが自動入力できるようになりました
- 岡岩国税務署(22)0111
(麻里布町七丁目9-37)



所得税などの確定申告の相談 ※感染症対策のため申告相談期間を例年よりも早めています

対象税目	申告相談期間	受付・相談時間	場所
○所得税及び復興特別所得税 ○個人事業者の消費税・地方消費税 ○贈与税※	1月24日(月)～3月15日(火) (土・日曜、祝日は除く) ※贈与税は2月16日(水)～	○受付＝8時30分～16時 ○相談＝9時～17時	岩国税務署

市・県民税の申告受け付け、出張申告受け付け

開催日、受付時間を確認し来場してください。住んでいる地区の日時で都合がつかないときは、別の地区の会場または課税課、総合支所、支所で申告してください（郵送可）。

また国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の申告も各会場で受け付けます。

【岩国】

日時 2月16日(水)～3月15日(火)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時

場所 市役所 2階課税課市民税班

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月18日(金)	9時30分～12時	川下供用会館
2月22日(火)	10時～12時	小瀬供用会館
	14時～15時30分	装港供用会館
2月24日(木)	9時30分～12時	中央公民館御庄分館
	14時～15時	中央公民館藤河分館
2月25日(金)	9時30分～15時	愛宕供用会館
3月 1日(火)	10時～12時	中央公民館北河内分館
	14時～15時	中央公民館師木野分館
3月 2日(水)	9時30分～15時	平田住民ホール
3月 3日(木)	9時30分～12時	中央公民館南河内分館
3月 4日(金)	9時30分～15時	中央公民館
3月 8日(火)	9時30分～15時	灘供用会館
3月 9日(水)	9時30分～15時	中央公民館通津分館

【由宇】

日時 2月16日(水)～3月15日(火)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時

場所 由宇総合支所 1階市民福祉課

広報いわくに2月1日号と同時に配布する「由宇総合支所だより2月号」で対象地区・時間などを確認してください。

【周東】

日時 2月25日(金)～3月15日(火)（土・日曜は除く）
8時30分～16時

場所 総合センター日向 1階会議室1

広報いわくに2月1日号と同時に配布する「所得税、市県民税の申告について（お知らせ）」で対象地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月16日(水)	9時30分～15時	周東中田公民館
2月17日(木)		周東祖生公民館
2月18日(金)		
2月21日(月)		周東川越公民館
2月22日(火)		周東米川公民館
2月24日(木)		周東南総合センター

【玖珂】

日時 2月16日(水)～3月15日(火)（土・日曜、祝日は除く）
8時30分～16時

場所 総合センター奏 1階会議室1

1月13日発行の地域版「今月のお知らせ」および広報いわくに2月1日号と同時に配布する「申告日程表」で対象地区・時間などを確認してください。

【錦・美川】

日時 3月3日(木)～15日(火)（土・日曜は除く）
9時～16時

場所 錦総合支所 1階会議室1

広報いわくに2月1日号と同時に配布する「市・県民税の申告について」で対象地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月16日(水)	9時30分～15時	南桑出張所
2月17日(木)		美川支所
2月18日(金)		
2月21日(月)		
2月22日(火)		
2月24日(木)		深須出張所
2月25日(金)		高根出張所
2月28日(月)		
3月 1日(火)		
3月 2日(水)		

【美和・本郷】

日時 2月22日(火)～3月15日(火)（土・日曜、祝日は除く）
9時～16時

場所 美和総合支所 1階市民福祉課および本郷支所

広報いわくに2月1日号と同時に配布する「市・県民税の申告について」で対象地区・時間などを確認してください。

●出張申告受け付け

開催日	受付時間	会場
2月16日(水)	10時～15時	北門ふるさと交流館
2月17日(木)		秋掛構造改善センター
2月18日(金)		本郷ふるさと交流館
2月21日(月)		